

舗装用機械の保有状況調書

建設機械名	条件	規格	所有の形態 (賃貸借契約の場合は契約期間も記載すること)
アスファルトフィニッシャー	保有	(舗装幅1.4m以上)	自己所有・賃貸借契約(リース契約) (~)
マカダムローラー又は乗用型の振動ローラー	いずれか1機種 以上保有	(質量2.5t以上)	自己所有・賃貸借契約(リース契約) (~)
タイヤローラー		(質量8.0t以上)	自己所有・賃貸借契約(リース契約) (~)
モーターグレーダー		(ブレード長3.1m以上)	自己所有・賃貸借契約(リース契約) (~)

記載要領及び注意事項

- 1 本調書は、令和8年3月26日時点で自社が保有しているか、賃貸借契約(リース契約)している舗装関連建設機械について作成する。
- 2 アスファルトフィニッシャーの保有は必須。それ以外の建設機械についてはいずれか1機種以上保有していること。
- 3 規格については、詳細に記載すること。所有の形態が賃貸借契約(リース契約)の場合は契約期間についても記載すること。

添付書類

- 1 各建設機械について、自己所有の場合は常時稼働可能であることを証明する書類(車検証、特定自主検査記録表、固定資産課税台帳等)の写しを添付すること。
 ※車検証の場合は使用者欄が自社であること。また、令和8年3月26日時点で有効でない場合は、令和8年3月18日までに新しい車検証を提出すること。
 ※固定資産課税台帳(償却資産課税台帳)の場合は会社名等が入っているものであること。
- 2 賃貸借契約(リース契約)の場合は、継続的(2年以上)かつ独占的利用が証明される契約書(写)等を添付すること。なお、実質保有と同等であることが必要であり、機械の借用が工事で使用する期間のみであったり、機械を使用した期間のみの代金を支払うような契約(レンタル契約)は対象にならない。
 ※契約期間に令和7年4月1日及び令和8年4月1日が含まれていること。単年度契約で2年以上継続している場合は2年分を提出すること。
 ※契約書に契約金額、契約期間及び賃貸借物件が明示されていること。
 ※賃貸借物件が特定できる書類(車検証、特定自主検査記録表、点検整備記録簿等)の写しを添付すること。
 ※契約期間(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の途中で契約の終了を迎える場合は、新たに賃貸借契約(リース契約)や売買契約等の契約書の写しを提出する必要有。
 ※賃借料(リース料)の支払証明(提出時点から直近3か月分の領収書、当座勘定照合表等)の写しを添付すること。
- 3 規格が判断できる書類として、カタログやメーカーの証明書、写真等。
- 4 車両ナンバー又は車体番号(車両ナンバーがない場合のみ)が確認できる写真。